

## 【横浜市介護老人保健施設研究大会 研究発表表彰実施要領】

(目的)

第 1 条 この要領は、横浜市介護老人保健施設研究大会において行われる研究発表の表彰の実施に関し、必要な事項を定める。

(最優秀演題の対象)

第 2 条 横浜市介護老人保健施設研究大会において実施されるすべての研究発表のうち、成績が特に優秀であると認められる 1 位の発表について、最優秀演題の賞を贈呈する。

(最優秀演題の内容)

第 3 条 記念品と賞状を贈呈する。

(優秀演題の対象)

第 4 条 横浜市介護老人保健施設研究大会において実施される研究発表のうち、各セッションの中で、成績が優秀であると認められる 1 位の発表について、優秀演題の賞を贈呈する。

(優秀演題の内容)

第 5 条 賞状を贈呈する。

(審査会の設置)

第 6 条 研究発表の評価はセッションごとに行うため、セッションごとに審査会を設置するものとする。

2 審査会は、座長、審査員等で構成し、大会実行委員会が選任する。

(審査方法)

第 7 条 座長、審査員は自分の受け持つセッションで発表される研究発表を傍聴し、別紙「研究発表表彰審査基準」に則り採点を行う。

(賞贈呈の決定)

第 8 条 大会実行委員会は、審査会の審査結果に基づき、賞贈呈の対象となる研究発表を決定するものとする。

(賞贈呈の事務)

第 9 条 最優秀演題並びに優秀演題の賞贈呈に関する事務のうち、審査員の依頼、審査当日に必要な物品の購入は、大会実行委員会にて行う。

(附則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、最優秀演題、優秀演題の賞贈呈に関し必要な事項は、大会実行委員会がこれを定める。